

後志管内におけるさくらます船釣りはライセンス制です。

実施期間：令和6年3月1日～令和6年5月15日

「さくらます」を目的に船釣りをされる方の決まりごと

(1) 船釣りをする時は…

- 必ずライセンス取得船へ乗船してください。
- 取得船は次の章旗を掲げています。

さくらますライセンス
石狩後志海区

- ←掲揚する章旗
- ・遊漁專業・兼業者用
章旗は青色、文字は白字
- ・プレジャーボート使用者用
章旗は赤色、文字は白字
- ・漁業者用
章旗は黄緑色、文字は白字

(2) 釣獲時間

- 「さくらます船釣り」が出来る時間は、日の出から日没までの間です。

(3) 釣法

- 竿釣りで同時に使用できる竿数は1人1本。
- 遊漁者によるトローリング（へら曳き、曳き縄釣り）は北海道海面漁業調整規則により禁止されています。

(4) 釣獲尾数

- 1日に釣ることのできる「さくらます」は、1人10尾以内です。

(5) 釣果報告

- 下船までの間に釣果を船長に報告してください。

「さくらます以外」を目的に船釣りをされる方へのお願い

(1) 船釣りをする時は…

- ライセンス実施期間中に制限海域でもこれまでどおり船釣りを楽しむことができます。

(2) 乗船時の持ち込み品

- 「さくらます釣り」はできませんので、「さくらます」を目的とした仕掛けを持ち込まないでください。
- ご不明な点は、後志総合振興局水産課又は石狩後志海区事務局へお問い合わせください。

ライセンス実施海域



ライセンス実施海域は黒塗り部分の海域

問い合わせ先

◎ 後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会事務局（小樽市漁業協同組合内）
 電話 (090) 7709-6923 F A X (0134) 64-7581

※ 海区漁業調整委員会の指示等に関すること
北海道後志総合振興局産業振興部水産課漁業管理係
 電話 (0136) 23-1394 F A X (0136) 22-0914
石狩後志海区漁業調整委員会事務局
 電話 (0136) 23-1395 F A X (0136) 22-0914